三芳町まちかど花いっぱい推進事業等花苗配布要綱

(目的)

第1条 この要領は、「三芳町をきれいにする条例(平成28年12月施行)」に規定する、 きれいなまちづくりの推進による快適な生活環境を創出するとともに、地域等での住民 間交流を深め、まちかどに花のある地域づくりを目的として、積極的に花壇等へ植栽活 動を行っている団体等に対し、予算の範囲内で花苗を配布することに関し必要な事項を 定める。

(配布対象団体等)

- 第2条 花苗の配布の対象となる団体等(以下「まちかど花いっぱい活動団体」という。)は、本町が取り組む「環境美化のための施策事業」に賛同し、公園や沿道など公共の場所などにおいて花による緑化活動に取り組み、地域等での親睦交流を深めている団体等で、次の各号の定める場所への植栽するものとする。
 - (1) 一般の交通の用に供される道路に面し、かつ、公の眺望を形成できる場所に設置している花壇、プランター及び街路樹マス等に植栽すること。
 - (2) 集会所や公共公園の花壇等に植栽すること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、町長が特に認める場所に植栽すること。

(配布条件)

- 第3条 花苗の配布条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) まちかど花いっぱい活動団体は、花苗の健全な育成を図り、除草、病害中防除等を適切に行うものとする。
 - (2) まちかど花いっぱい活動団体は、花や草が枯れた場合は、直ちに捕植し、現状を回復するよう努めるものとする。
 - (3) プランター等の花壇を設置する場合は、交通の支障とならないよう設置するものとする。

(配布内容)

- 第4条 花苗の配布内容は、植栽場所や季節等に配慮し別に定めるものとする。
- 2 配布本数は、植栽面積や配布実績を考慮し、まちかど花いっぱい活動団体からの申請 本数を査定のうえ、決定するものとする。

(提出書類等)

- 第5条 この要領により花苗の配布を希望する活動団体は、別に定めるまちかど花いっぱい活動団体登録申請書(様式第1号)を町に提出するものとする。
- 2 まちかど花いっぱい活動団体は、花苗の支給を受けた花壇の管理育成状況を花壇等活動報告書(様式第2号)により町に提出するものとする。

(配布の取消等)

- 第6条 町は、花苗の配布に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、花いっぱい活動団体に対し花苗の配布を取り消し、または既に配布した花苗の栽培等に要した費用に相当する金額の返還を命ずることができる。
 - (1) この要綱に違反したとき
 - (2) 偽りその他不正の手段により花苗の配布を受けたとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、まちかど花いっぱい推進事業等花苗配布の実施に 関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月13日から実施する。